

# 議会広報広聴委員会

令和2年10月2日(金)  
午前9時00分から  
第4委員会室

- 【出席者】三浦委員長、西川副委員長、  
村武委員、川上委員、小川委員、野藤委員、笹田委員、芦谷委員、  
佐々木委員、澁谷委員
- 【事務局】下間次長、小寺書記

## 議題

### 1 はまだ議会だよりVol. 59の編集について……………資料1

#### (1) 校正作業

ページ	担当委員	記事
1-4	村武委員 笹田委員	表紙、目次、9月定例会議ポイント、トピックス、 賛否、陳情、討論、議会ニュース
5-9	芦谷委員 佐々木委員	議会が厳しくチェック 個人一般質問(15名分)
10-13	川上委員 澁谷委員	個人一般質問(8名分) 市民対談
14-16	小川委員 野藤委員	委員会活動レポート、読者アンケート、 12月定例会議日程、あとがき

#### (2) その他

### 2 市民一日議会について……………資料2

#### (1) 企画概要確認

#### (2) 実施日及び役割等検討

#### (3) その他

### 3 その他

#### (1) はまだ議会だよりmini発行

# 広報広聴委員会への提案書

2019年7月11日  
三浦大紀

# 市民一日議会（仮）

【議会報告会・地域井戸端会議の実施方法の見直しの必要性】

- ・出席者が偏っている
- ・時間帯に配慮を求める声がある
- ・分担して地域に出向くため、全員で意見・要望をきくことができない
- ・業界団体の声、女性の声、学生の声・・・これまでの井戸端会議では拾えていない声が多い

【上記を踏まえた改善方針】

- ・現在のやり方の見直し：改善中（ワークショップ型への以降、政策討論会の実施）
- ・新しい手法導入のポイント：全員できける、週末に開催、女性・学生や業界団体へも幅広く案内 など
- ・期待する参加者：各種団体（代表者）、一般市民、学生、女性

【広聴機能の拡充のために】

①目的

- ・「市民の声」を拾い上げるために、新しいチャンネルをつくり、政策提言など議員活動の充実につなげる
- \* これまで行ってきた地域井戸端会の目的と同様
- ・年2回行っている議会報告会の一回をこれに充てる

②概要（後述）

③スケジュール

- ・企画内容精査：7月～8月
- ・公募期間：9月～10月
- ・内容選定：10月上旬
- ・開催：11月初旬～中旬の土曜日

④準備事項

- 委員会での提案書に対する合議
- 全員協議会での合議
- 要領、応募要項作成
- PRツール作成
- 当日の運営マニュアル

⑤参考事例

- ・市民フリースピーチ、女性一日議員
- \* いずれも愛知県犬山市



- ・実施回数：1回
- ・実施場所：議場（市民or団体代表@議席、議員@執行部席、議事進行：議長）
- ・実施時間：13:00～16:00
- ・発言参加者：浜田市内に在住・在学・在勤のいずれかに該当する方
- ・発言内容：浜田市政に関すること（国、県、他市町村等浜田市政に関係のないことは発言できません。）
- ・発言時間：1人5分以内（持ち時間10分） \* 運営上一人に要する時間は、15分で想定（4人/1時間）
- ・発言者数：10名（抽選により決定。ただし、発言内容により許可できない場合があります。）
- ・発言への対応：発言内容を明確に理解するための質疑応答を行います。
- ・その他：報道機関に対して、発言の撮影を許可する場合があります。

\*以下、犬山市のフリースピーチ制度の要項を参考に制作

#### ○申し込み方法・期限

定例会開会前の全員協議会（開会日の概ね1週間前）開催日の3日前（土曜日、日曜日、祝日を除く）午後5時まで（必着）に市民一日議員（仮）（5分間発言）申込書を議会事務局に持参、メール、ファクス、郵送のいずれかの方法で提出してください。

#### ○発言項目・内容

応募は1人1件、1つの発言項目に限ります。複数の応募は無効となります。  
応募後の発言項目、発言内容の変更はできません。  
記入の不備により応募が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

#### ○発言者の決定

申し込みいただいた発言項目、発言内容により、発言していただくかどうかを決めさせていただきます。  
応募者多数の場合は、抽選により発言者を決定します。

#### ○その他

- ・発言に際し、パソコンなど機器の使用はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・発言に関する資料の配布を希望する場合は、申込期限までに1部提出してください。後日、発言の可否と併せて、資料の配布についての可否を連絡させていただきます。
- ・応募の際にいただいた個人情報、実施についての連絡に限り使用させていただきます。
- ・報道機関に対して、あらかじめ発言項目の情報提供をする場合及び、当日の発言の撮影を許可する場合がありますので、ご了承のうえ、応募してください。
- ・発言の当日、議員、発言者、傍聴者等に対して、発言者の氏名及び発言項目を記載した資料を配布いたしますので、ご了承ください。
- ・手話通訳など配慮の必要がある場合は、発言予定日の7日前までに申し出てください。
- ・傍聴は議会傍聴規則に準じますので、ご家族など発言者以外の方が発言を傍聴される場合は傍聴の手続きが必要となります。
- ・発言者が発言終了後、議会を傍聴される場合も、傍聴の手続きが必要となります。

・発言いただく際の注意事項

申し込みいただいた発言項目、発言内容により、発言していただくかどうか決定します。発言項目の変更はできません。

発言者は次に掲げる行動をとってはなりません。

1. 個人のプライバシーに関することや中傷的な発言
2. 大声で叫んだり、脅迫的、又は罵倒するような発言
3. 会議の秩序ある運営を乱すようなその他の言動
4. 決められた発言時間の超過

発言者が上記に掲げる行動をしたときは、議長がその行動を制止し、又は退場させる場合があります。なお、退場させられた発言者は、その後、次の市議会議員選挙による議員の改選まで市民一日議会に申し込みすることができません。

次のいずれかに該当する方は、議場に入ることができません。

1. 凶器その他危険物と認められるものを携帯している方
2. 酒気を帯びている方
3. 異様な服装をしている方
4. その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方

議場の中では、議長より発言を許可された場合を除き、静粛を旨とし、次の事項を遵守してください。

1. みだりに席を離れないこと
2. 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること
3. 飲食及び喫煙をしないこと
4. 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
5. 私語し、談論し、高笑いしその他騒ぎ立てないこと
6. 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと
7. その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと

その他、議長及び係員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合、退場させる場合があります。

あなたの考えを議員に直接伝えることができる一日です。

# 市民一日議会

これまで、みなさんのご意見・ご要望を伺う機会として、地域に出向く議会報告会や地域井戸端会などを行ってきました。

しかし、分担して地域に出向くため、議員全員で直接お話しを聞く機会はこれまでありませんでした。

いつもは、市長と議員が向き合う議場ですが、今回は市民のみなさんと議員が向き合う場として活用したいと思います。

日頃、思われていることを教えてください。

「市民の声」を拾い上げるために、新しいチャネルづくりにどんどんトライして、今後の政策提言など議員活動の充実につなげていきたいと考えています。

## ○お申し込み方法

- ・ 申込締切：●月●日（土）午後5時必着
- ・ 提出方法：議会事務局に持参、メール、ファクス、郵送のいずれか
- ・ 応募は1人1件、1つの発言項目に限ります。
- ・ 詳細な注意事項は、HPにてご確認ください。
- ・ 応募者多数の場合は、抽選により発言者を決定します。

## ○お問い合わせ

浜田市議会 議会事務局（担当： ）  
TEL: FAX:  
MAIL:

11月8日（土）

13:00～16:00

浜田市役所 5F

浜田市議会

本会議場

## ① 参加制限なし

（浜田在住・在学・在勤）

## ② テーマは自由

（浜田市政にかかわること）

## ③ 持ち時間 10分

（発言時間5分）

## 申込用紙

お名前：

住所：

ご職業：

電話：

メール：

発言テーマ：

発言要旨：

### 【注意事項】

#### ○発言項目・内容

応募は1人1件、1つの発言項目に限ります。複数の応募は無効となります。応募後の発言項目、発言内容の変更はできません。記入の不備により応募が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

#### ○発言者の決定

申し込みいただいた発言項目、発言内容により、発言していただくかどうかを決めさせていただきます。応募者多数の場合は、抽選により発言者を決定します。

#### ○その他

- ・ 発言に際し、パソコンなど機器の使用はできませんので、あらかじめご了承願います。
  - ・ 発言に関する資料の配布を希望する場合は、申込期限までに1部提出してください。後日、発言の可否と併せて、資料の配布についての可否を連絡させていただきます。
  - ・ 応募の際にいただいた個人情報は、実施についての連絡に限り使用させていただきます。
  - ・ 報道機関に対して、あらかじめ発言項目の情報提供をする場合及び、当日の発言の撮影を許可する場合がありますので、ご了承のうえ、応募してください。
  - ・ 発言の当日、議員、発言者、傍聴者等に対して、発言者の氏名及び発言項目を記載した資料を配布いたしますので、ご了承願います。
  - ・ 手話通訳など配慮の必要がある場合は、発言予定日の7日前までに申し出てください。
  - ・ 傍聴は議会傍聴規則に準じますので、ご家族など発言者以外の方が発言を傍聴される場合は傍聴の手続きが必要となります。
  - ・ 発言者が発言終了後、議会を傍聴される場合も、傍聴の手続きが必要となります。
  - ・ 発言いただく際の注意事項
- 申し込みいただいた発言項目、発言内容により、発言していただくかどうか決定します。発言項目の変更はできません。

# 市民一日議会の実施に係る考慮事項

## ○コロナ対策

- ・消毒液の準備
- ・マスク着用
- ・飛沫防止パネルの設置
- ・恒常的な換気

## ○周知方法

- ・チラシ(全戸配布)
- ・ポスター(100枚予定)
- ・いわみCATV
- ・市議会HP

## ○役割分担(議会広報広聴委員会で対応)

- ・受付
- ・案内
- ・議事進行
- ・音響操作(議場マイク)
- ・記録撮影
- ・取材対応

## ○議員の席次

【犬山市のフリースピーチの場合】

通常の議席に着席

⇒発言に対して、内容確認の質問を行う。

【その他の手法】

執行部側に着席

⇒発言に対して、対応や考え方などの答弁を行う。

## ○意見の取扱い

【犬山市のフリースピーチの場合】

定例会議前の全員協議会で発言意見の取扱いを協議

⇒担当委員会で協議をしたり、ある議員が個人一般質問で取り上げたりなど。